

フリーランス法のポイントセミナー

～事業者が受ける影響と対応を徹底解説～

「フリーランス・事業者間取引適正化等法（以下、フリーランス法）」が令和6年11月1日に施行されました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

本セミナーでは、フリーランスとの取引がある発注事業者、フリーランスの方を対象に、フリーランス法のポイントを分かり易く解説します。

セミナー内容

◆フリーランス法の概要

- ・法律の趣旨及び目的、対象となる事業者や取引の内容など

◆取引の適正化に関する制度

- ・フリーランスとの取引にあたっての注意点、想定される違反事例など

◆就業環境の整備に関する制度

- ・募集情報の的確表示義務、トラブル防止（中途解除、ハラスメント等）など



○日 時 令和7年8月8日（金） 14:00～15:30

○場 所 山口商工会議所 5階コミュニティホール

○講 師 公正取引委員会 中国支所取引課 職員

山口労働局 雇用環境・均等室 フリーランス就業環境整備指導員

○対 象 フリーランスとの取引がある発注事業者及びフリーランスの方（会員・非会員問わず）

○受講料 無料

○定 員 30名

○お申込 申込フォーム又はFAXでお申込ください。

○問合せ 山口商工会議所 山口中小企業相談所（担当：山本）

TEL：083-925-2300 FAX：083-921-1555



申込フォーム

山口商工会議所 行 FAX（083-921-1555）

フリーランス法のポイントセミナー（8/8） 受講申込書

事業所名		業 種	
住 所		TEL/Email	
受講者氏名①		受講者氏名②	

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。